

社会福祉法人浦安市社会福祉協議会定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人浦安市社会福祉協議会定款施行細則(以下「細則」という。)は、社会福祉法人浦安市社会福祉協議会(以下「社協」という。)定款第51条の規定により、法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員会

(評議員会の招集)

第2条 社会福祉法人浦安市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)は、評議員会を開催するときは、書面をもって招集日の7日前までに各評議員に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案書を添付するものとする。

(関係者の出席)

第3条 議長は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第4条 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会終了後、速やかに議事録を作成するものとする。

2 議長は、議事録の正確を期すため適当と認める職員に、評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、提出議案書を添付して保存するものとする。

(欠席評議員への報告)

第5条 会長は、評議員会に欠席した評議員に対して、議事の概要及び議決の結果を記録した書面を、評議員会終了後14日以内に送付するものとする。

(選任の手続き)

第6条 会長は、次期評議員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に身分証明書又は宣誓書及び履歴書を徴するものとする。

2 会長は、評議員選任・解任委員会により選任された評議員に対し、委嘱状を交付するものとする。

3 委嘱状を交付された評議員は、14日以内に就任承諾書を会長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

第7条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第8条 評議員の欠員補充については、第6条の規定を準用する。

(評議員名簿)

第9条 会長は、評議員選任後、速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第3章 理事会

(理事会の招集)

第10条 会長は、理事会を開催するときは、書面をもって招集日の7日前までに各理事に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案書及び報告案件書を添付するものとする。

(関係者の出席)

第11条 議長は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第12条 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会終了後速やかに議事録を作成するものとする。

2 議長は、議事録の正確を期すため適当と認める職員に、理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。

(欠席理事への報告)

第13条 会長は、理事会に欠席した理事に対して、議事の概要及び議決結果を記録した書面を、理事会終了後14日以内に送付するものとする。

第4章 監事

(監査の実施)

第14条 法人定款第22条に規定する監事の決算監査は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書作成後、速やかに実施するものとする。

2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

3 監事は、前2項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査事項を定めておくものとする。

(監査報告書)

第 15 条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名押印の上、会長に提出するものとする。

第 5 章 役員を選任

(選任の手続き)

第 16 条 会長は、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に身分証明書又は宣誓書及び履歴書を徴するものとする。

2 会長は、評議員会で選任された役員に対し、委嘱状を交付するものとする。

3 委嘱状を交付された役員は、14 日以内に就任承諾書を会長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

第 17 条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第 18 条 役員欠員補充については、第 16 条の規定を準用する。

(役員名簿)

第 19 条 会長は、役員選任後、速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておくなければならない。

第 6 章 事務の専決

(事務の専決)

第 20 条 会長及び常務理事並びに事務局長が専決することのできる事項は、別表 1 のとおりとする。

第 7 章 細則の変更

(変更等)

第 21 条 この細則を変更しようとするときは、評議員会の決議を得なければならない。

附 則

1 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 社会福祉法人浦安市社会福祉協議会定款施行細則(平成 24 年 1 月 27 日制定)は、廃止する

〈別表1〉 専決事項

分類	専決事項	決裁区分	会長	常務理事	事務局長
庶務に関する 事項	運営に関する要綱、要領の制定に関する事		○		
	理事会、評議員会、評議員選任解任委員会、委員会の招集に関する事		○		
	事務の引継ぎに関する事		常務理事	事務局長	次長・課長 ・所属職員
	役員・評議員の就任事務に関する事			○	
	情報公開及び閲覧に関する事			○	
	申請・通知・照会・届出・依頼・及び回答等に関する事			重要なもの	軽易なもの
	公印の管理・使用に関する事				○
	法人・役員・資産の登記にかかる事務に関する事				○
	行事に関する共催及び後援に関する事				○
	各種証明書・許可証の交付に関する事				○
人事に関する 事項	職員（臨時・非常勤を除く）の任免に関する事		○		
	職員の配置に関する事		○		
	職員の昇給・昇格等に関する事		○		
	休暇及び振替・代休の承認、勤務の命令（時間外、休日勤務、出張等）に関する事 ※所属職員については課長専決		常務理事	事務局長	次長・課長
	職務分担及び勤務体制に関する事			○	
	手当（扶養・通勤・住居等）受給に関する事				○
	社会保険加入・脱退等の事務に関する事				○
	人事記録、賃金台帳等の管理に関する事				○
	職務専念義務の免除に関する事				○
	臨時・非常勤職員の任免に関する事				○
財務に関する 事項	契約及び1件の予算執行額（給与・賃金及び諸手当等の支払を除く）に関する事		1,000万円以上	100万円以上 1,000万円未満	100万円未満
	予算の流用及び予備費の充用に関する事		100万円以上	10万円以上 100万円未満	10万円未満
	給料・賃金及び諸手当等の支払に関する事			○	
	寄付金の受け入れに関する事 （法人運営に重大な影響があるものを除く）			○	
	利用者の預り金の管理に関する事				○